

家賃相当額や生活費、資格取得のための自立支援資金を貸付します！

平成28年度児童養護施設入所者自立支援資金貸付事業 募集要項

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

1. 事業の目的

この事業は、進学や就職により児童養護施設等を退所した者のうち、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者に対して家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うとともに、児童養護施設等に入所中の者等に対し、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、安定した生活基盤を築き円滑な自立を支援することを目的に実施するものです。

2. 貸付の対象者、貸付金額および貸付期間

(1) 就職者

就職により県内の児童養護施設等を退所または里親等への委託が解除された者のほか、県内の児童養護施設等に入所中または里親等へ委託中に就職し、就職を継続している間に児童養護施設等を退所または里親等への委託解除となった者であって、保護者がいないまたは保護者からの養育拒否等により、居住や生活費などの安定した生活基盤の確保が困難と見込まれる者としてします。

また、本事業を開始した日から2年を遡った日の属する年度の初日以降に就職を機に児童養護施設等を退所した者または里親等への委託を解除された者を含みます。

貸付金額：家賃貸付として1か月あたりの家賃相当額（管理費および共益費を含む。

ただし、食費や光熱水費、共益費を含む賃料が設定されている住宅等の場合、家賃相当額以外は対象となりません。以下同じ。）

（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：退所または委託解除後から2年を限度として就労している期間

（平成28年4月分からの貸付も可）

(2) 進学者

大学等への進学により県内の児童養護施設等を退所または里親等への委託が解除された者のほか、児童福祉法第31条に基づく措置延長がなされていたため、大学等に在学中に児童養護施設等を退所または里親等への委託が解除された者であって、保護者がいないまたは保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難と見込まれる者としてします。

貸付金額：家賃貸付として1か月あたりの家賃相当額
(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限)
生活費貸付として月5万円

貸付期間：大学等に在学する正規の修学期間(平成28年4月分からの貸付も可)

(3) 資格取得希望者

児童養護施設等に入所中または里親等に委託中の者のほか、児童養護施設等を退所または里親等への委託解除後4年以内で大学等に在学する者であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者としてします。

貸付金額：資格取得貸付として実費(上限25万円)

(児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁される場合には、当該加算費を控除した額を実費とみなします。)

2. 利子は無利子です。ただし、返還債務の返還期限を過ぎた場合は年5%の延滞利子を徴収します

3. 貸付金の交付

進学者および就職者への貸付金の交付は、年2回(3月と8月)に分けて指定口座に振り込みます。(ただし、初年度の交付については、第1回目は8月頃、第2回目は9月頃を予定しています。)

資格取得希望者への貸付金の交付は、貸付決定後、貸付決定者からの振込口座通知書を福井県社会福祉協議会が受領後、約1か月以内に指定口座に振り込みます。

4. 返還の免除

借受人が以下のいずれかの要件を満たした場合には、貸付金の返還が免除されます。

(1) 進学者・・・大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業(1週間の所定労働時間は20時間以上とする。以下同じ。)を継続したとき

(2) 就職者・・・就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき

(3) 資格取得希望者・・・就職した日から2年間(大学等へ進学した後に資格取得の貸し付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、2年間)引き続き就業を継続したとき

5. 平成28年度貸付決定予定人数

進学者 2人(先着順)

就職者 5人(先着順)

資格取得希望者 12人(先着順)

6. 申請の手続き方法

自立支援資金の貸付を希望する方は、児童養護施設等または児童相談所を經由して、下記の「8. 申請先・問い合わせ先」に申請してください。

- (1) 児童養護施設入所者自立支援資金貸付申請書（様式第1号）
- (2) 児童養護施設等の施設長（里親等委託児童の場合は児童相談所長。以下同じ）からの意見書（様式第2号）
- (3) 児童養護施設入所者自立支援資金親権者等同意書（様式第3号）
ただし、法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合は、児童養護施設等の施設長からの意見書（様式第2号）をもって省略することができます。
- (4) 児童養護施設入所者自立支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第4号）
- (5) 世帯全員の記載がある住民票

2. 進学者は、前項に掲げる書類に加えて次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 大学等に在学することを証明する書類および在学開始日がわかる書類（在学証明書等）
- (2) 進学により児童養護施設等を退所したことまたは里親等の委託を解除されたことを証明する書類（入所（委託）措置解除決定通知書の写し等）
- (3) 家賃の貸付を希望する場合には、1か月の家賃額がわかるもの（賃貸契約書の写し等）

3. 就職者は、第1項に掲げる書類に加えて次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 雇用されていること（すること）を証する書類（業務従事報告書等）
- (2) 就職により児童養護施設等を退所したことまたは里親等の委託を解除されたことを証明する書類（入所（委託）措置解除決定通知書の写し等）
- (3) 1か月の家賃額がわかるもの（賃貸契約書の写し等）

4. 資格取得希望者は、前項に掲げる書類に加えて次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 資格取得に要する費用を確認できる書類（見積書の写し等）
- (2) 大学等に在学している者は、在学していることを証明する書類（在学証明書等）
*原則として連帯保証人（世帯を一にしない者で、かつ、返還債務を負担することができる資力を有するものであって、原則として県内に住所を有する者。なお、申請者が未成年者である場合は、その者の法定代理人）を1人立てなければならない。

7. 貸付の決定

申請書類を審査し、貸付の決定または不承認について申請者あてに通知します。貸付が決定した方には借用書等を提出していただきます。

8. 申請先・問い合わせ先

この事業に関する問い合わせ先、申請書の送付先は、次とおりです。

【申請先・問い合わせ先】

〒910-8516 福井市光陽2丁目3番22号
社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
地域福祉課 児童養護施設入所者自立支援資金貸付担当
TEL0776-24-4987

9. その他

上記の「6. 申請の手続き方法」の(1)～(3)の様式は、下記のアドレスからダウンロードができます。

<http://www.f-shakyo.or.jp/>